


環境省・オフセット・クレジット(J-VER)制度認証委員会 御中
(事務局:気候変動対策認証センター)

平成24年1月16日

温室効果ガス排出削減・吸収量認証依頼書

オフセット・クレジット(J-VER)制度における検証が終了しましたので、利用約款記載のダブルカウントを回避するための措置を適切に執り行うことを誓約のうえ、下記の温室効果ガス排出削減・吸収量の認証を依頼いたします。

プロジェクト名			
喜多方市森林整備加速化プロジェクト			
【依頼者】 プロジェクト代表事業者			
事業者名(フリガナ)	喜多方市(キタカタシ)		
住所	福島県喜多方市字御清水東 7244-2		
代表者氏名	山口 信也	代表者役職	市長
担当者氏名	藤原 雅章	担当者 所属部署・役職	農林課 農山村振興室 副主任主査
担当者 E-mail	nourin2@city.kitakata.fukushima.jp	担当者 電話番 号	0241-24-5234
プロジェクト事業者・プロジェクト参加者			
プロジェクト事業者名	同上		
プロジェクト参加者名	会津北部森林組合		
プロジェクト参加者名	有限会社 斉藤造林		
オフセット・クレジット(J-VER)取得予定者			
事業者名(フリガナ)	喜多方市		
	以下のうち当てはまる項目に☑ <input checked="" type="checkbox"/> 本プロジェクトのプロジェクト代表事業者である。 <input type="checkbox"/> 本プロジェクトのプロジェクト事業者である。 <input type="checkbox"/> 本プロジェクトのプロジェクト参加者である。		
妥当性確認・検証機関			
妥当性確認機関名	株式会社 JACO CDM		
検証機関名	株式会社 JACO CDM		

プロジェクト情報					
プロジェクト登録番号 (4 ケタ)	0036				
プロジェクト登録日	2010 年 9 月 17 日				
プロジェクト概要 ¹	<p>(具体的な内容を簡潔に記載すること。)</p> <p>【プロジェクトの目的・内容】(登録時と同内容)</p> <p>(1)プロジェクトの目的 現在、喜多方市が有する公有林に対する森林整備が遅れている状況であり、水源のかん養、国土の保全、木材生産などの公益的機能を適切に発揮させるために、間伐等の森林整備が急務である。 このような状況の中で、森林の公益的機能は、山村部だけでなく、都市部にもその恩恵が及んでおり、地球温暖化防止機能など注目されているところである。これら社会全体での森林整備への機運の高まりを受けて、市が間伐や路網整備の森林整備を実施する際に、森林が吸収した CO2 をクレジット化した上で企業等に販売し、都市部の資金を森林整備経費の一部に補填する。 また、喜多方市が率先して J-VER 制度をモデル的に取り組むことにより、市内の民間団体等への普及を図るだけでなく、市民の森林整備や森林が有する公益的機能への意識の高揚を図ることを目的とする。</p> <p>(2)プロジェクトの内容 喜多方市が有する分収林や市有林約 143ha のうち、約 62ha を対象とした間伐を実施し、CO2 吸収量の増加を達成する。 また、搬出が可能な森林については、搬出路を開設して間伐材を搬出し、用材又は燃料用チップ材として利用する。</p> <p>【適格性基準との整合性】 条件 1:プロジェクト対象地は全て森林法第 5 条に定める森林である。 条件 2:プロジェクト対象地では、クレジット発行対象期間内、森林施業計画期間内の土地転用及び主伐が計画されていない。分収林については、土地所有者に対して、平成 35 年 3 月 31 日までの間に不適切な主伐が行なわれないように説明し、間伐対象箇所の所有者については覚書を締結している。 条件 3:プロジェクト対象地では認定基準を適切に満たしている森林施業計画が策定されており、この森林施業計画の長期の方針により森林経営活動を実施する。</p> <p>【法令遵守状況】 森林・林業基本法、森林法、森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法、鳥獣保護法を遵守し、プロジェクトを実施している。</p> <p>【採用技術】(登録時は樹高測定機器を 2 機器から選択とし、今回選択した機器を記載) 以下の測定機器等を使用し、モニタリングを実施している。</p>				
		機器名	メーカー名	耐用年数	導入時期

¹ プロジェクト概要はプロジェクトの目的・内容の他、適格性基準との整合性・法令遵守状況・採用技術・モニタリング方法・GHG 算定式の方法論への準拠性・モニタリング体制・QA / QC 体制等に関する内容を 3 ページ以内で具体的に記述してください。登録時から変更がなければ登録時と同内容を、登録時から変更がある場合は相違点を具体的に記述してください。

	<p>平成 22 年 7 月 7 日には、会津若松市において J-VER に関する勉強会を開催し、また、福島県が主催するカーボンオフセットに関する勉強会(第一部会平成 22 年 8 月 25 日、第二部会平成 22 年 9 月 8 日)に出席し、オフセット・クレジット制度の理解を深めた。</p> <p>また、平成 23 年 8 月 24 日には、環境省 J-VER 制度全国説明会に出席し、オフセット・クレジットの理解を深めた。</p> <p>・情報の保管 検証機関が純吸収量の算定結果を再計算できるように、純吸収量を算定するために使用したデータや計画書などを文書化し、文書については、少なくとも平成 35 年 3 月 31 日まで保存する。</p> <p>・データの確認 野外調査帳と算定ファイルの突合せ、各種係数の確認等、モニタリング体制に従い、データのチェックを適正に実施した。データの確認については、農山村振興室員、室長、農林課長補佐、農林課長と複数者による確認を実施した。</p> <p>・内部監査 内部監査委員は、全ての記録の中から任意にデータを抽出し、記録、入力、確認が行われているか、方法論やガイドラインに準拠しているかを確認した。また、データだけでなく、教育訓練の実施体制や頻度、キャリブレーション等の測定機器の管理方法、情報の保管について、確認した。</p> <p>・測定機器の維持・管理(機器校正等) 活動量のモニタリングを実施する会津北部森林組合においては、使用したポケットコンパスについて、測量を実施する際、適正なキャリブレーションの実施と適切な機器の点検、維持、管理を行い、モニタリング実施者である喜多方市が適正に維持管理等を実施しているかチェックした。</p> <p>地位級の特定に使用した機器については、樹高を測定する際、適正にキャリブレーションを実施し、また適切な維持管理を実施した。</p> <p>・森林管理方法及び施業の効率化 定期的な林況チェックとして、農林課担当者の巡視により、災害、盗伐による被害を確認したが、現在被害は確認されていない。また、山林監視人から各種被害の報告は受けていない。</p> <p>森林施業の効率性については、農林課担当者が会津流域林業活性化センターが主催する野生動物による森林被害と対策に関する講演会に出席し、また会津農林事務所森林林業部による森林・林業事業関係打合せ会議や地区別研修計画等に出席するなど、森林・林業についての理解を深め、より効率的な施業への理解を深めた。</p> <p>(その他特筆すべき事項)</p>
--	--

モニタリング結果概要 ²		<input checked="" type="checkbox"/> プロジェクト計画に基づきプロジェクトを実施した。 <input checked="" type="checkbox"/> モニタリング計画書に基づきモニタリングを実施した。 <input checked="" type="checkbox"/> モニタリング方法ガイドライン・方法論に準拠した GHG 算定を行った。 (その他特筆すべき事項)					
適用モニタリング方法 ガイドライン		オフセット・クレジット(J-VER)制度モニタリング方法ガイドライン (森林管理プロジェクト用) ver.4.0					
適用方法論	方法論番号	R001 ver.4.1					
	方法論名称	森林経営活動による CO2 吸収量の増大 (間伐促進型プロジェクト)に関する方法論					
モニタリング結果							
モニタリング期間		2011年1月1日 ~ 2011年11月30日					
<方法論R001・R002・R003のみ> モニタリング対象面積		62.47 ha					
排出削減・ 吸収量	年度	2008	2009	2010	2011	2012	合計
	t-CO2	0	0	37.48	241.46	0	278.94
認証依頼削減・吸収量		278 t-CO2 ³					

² モニタリング概要は、モニタリング方法において特筆すべき事項があれば記入してください。

³ 合計の値から小数点以下を切り捨て、トン単位で記載してください。

ダブルカウントの防止の措置	
ダブルカウントの防止の措置を講ずる事業者	<p>【ダブルカウント防止措置を講ずる事業者名】</p> <p>事業者名： <u>喜多方市</u></p>
ダブルカウントの防止措置内容	<p>以下、該当する場合は、□に✓を入れ、必要に応じて詳細を記入してください。 (オフセット・クレジット(J-VER)制度実施規則 1.4「クレジットの二重使用」参照)</p> <p>【①類似制度に基づく二重認証に関するダブルカウントの防止措置】</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 類似制度へ申請しておらず、当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する温室効果ガス削減・吸収という環境に関わる付加価値(以下、「環境価値」という。)の認証を取得しません。</p> <p><input type="checkbox"/> 以下の類似制度(電力における RPS 法を含む)に申請しています</p> <p style="padding-left: 20px;">類似制度名： _____</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しておらず、今後も取得しません。</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しているため、その分を控除いたします。</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得していますが、以下の理由によりダブルカウントが生じていないことを証明します。</p> <p style="padding-left: 20px;">理由： _____</p> <p>【②第三者に環境価値を移転する際のダブルカウントの防止措置】</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにより生み出されたエネルギー等(電気、バイオガス等)を第三者に売却する際に、その売却先に対して、環境に関わる付加価値はクレジット化されており、当該エネルギー等の価値には付随していないこと、及び、当該エネルギー等の価値の帰属先と、環境に関わる付加価値の帰属先が異なることを明示する「説明文書」を作成して、売却先に示します。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 森林管理プロジェクトの場合、当該プロジェクトの対象となった森林を第三者に譲渡する際に、その譲渡先に対して、環境価値はクレジット化されており、当該森林には付随していないこと、及び、当該森林の所有権の帰属先と、環境価値の帰属先が異なることを明示する説明文書を作成して譲渡先に示します。あわせて、当該森林の譲渡の際には、オフセット・クレジット(J-VER)制度利用約款森林管理プロジェクト特約の内容にも十分に留意します。</p> <p>※第三者が、当該プロジェクトから生じる環境に関わる付加価値がオフセットクレジット(J-VER)として使用されていることを知らずに、当該付加価値を二重に主張することを防ぐ必要があるため、妥当性確認時において、これらの防止措置が講じられる体制にあること(上記の「説明文書」の作成等)を確認する必要がある。</p>

	<p>【③自主的な報告・公表を実施する際のダブルカウントの防止措置】</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 以下の自主的な報告・公表媒体において、当該プロジェクトの内容、当該クレジットの発行量及び当該クレジット発行量のうち当事業者が無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）を明記します。</p> <p>あわせて、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジット量については、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）については除きます。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> ホームページ ホームページ URL： http://www.city.kitakata.fukushima.jp/gyosei/27/1011/012418.html</p> <p><input type="checkbox"/> 出版物（環境報告書/定期刊行物）</p> <p><input type="checkbox"/> その他 具体的に： _____</p> <p><input type="checkbox"/> 現在は、自主的な報告・公表を実施していないが、今後実施するにあたっては、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジットについては、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）については除きます。</p> <p>【④公的な報告・公表制度におけるダブルカウントの防止措置】</p> <p><input type="checkbox"/> 公的な報告・公表制度には参加していません。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 以下の公的な報告・公表制度に参加しています</p> <p><input type="checkbox"/> 地球温暖化対策推進法に基づく算定・報告・公表制度の対象者である。</p> <p><input type="checkbox"/> 地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画（区域施策）の策定義務対象者（都道府県）である。</p> <p><input type="checkbox"/> 「排出量取引の国内統合市場の試行的実施」参加事業者である。</p> <p><input type="checkbox"/> 地方公共団体が実施する以下の制度の対象事業者である。 制度名： _____</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> その他 具体的に：地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画策定者 _____</p> <p><input type="checkbox"/> 当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量については排出量とみなし報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、当該報告・公表制度の報告様式における適切な備考欄に記載します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。</p> <p><input type="checkbox"/> 当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、自主的な報告・公表値において報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。</p>
--	--

ダブルカウント防止措置責任者（プロジェクト代表事業者と同様の場合は記載不要）			
事業者名	プロジェクト代表事業者と同じ		印
住所			
代表者氏名		代表者役職	
担当者氏名		担当者 所属部署・役職	
担当者 E-mail		担当者電話番号	
備考欄			

以 上